

重 要 事 項 説 明 書

訪問看護・介護予防訪問看護 (介護保険)

医療法人財団 明理会
新行徳ロイヤル訪問看護ステーション

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

(令和6年9月1日現在)

1. 訪問看護事業の概要

名称 新行徳ロイヤル訪問看護ステーション
所在地 千葉県市川市本行徳 5525-4
連絡先 電話 047-396-1705 FAX 047-396-1708
代表者 医療法人財団 明理会 理事長 中村 哲也
事業所番号 1262790046
管理者 所長 高橋 陽子
従事者 看護師：常勤4名 非常勤1名（管理者含む）
准看護師：常勤0名 非常勤0名
理学療法士：常勤0名 非常勤3名
作業療法士：常勤0名 非常勤1名
事務職員：常勤0名 非常勤1名
開設年月日 平成9年6月30日
通常の訪問地域 市川市の一部の地域
(河原、下新宿、本行徳、関ヶ島、伊勢宿、本塩、妙典、富浜、塩焼、下妙典、
末広、宝、幸、加藤新田、押切、湊、湊新田、香取、欠真間、相之川、広尾、
新井、南行徳、島尻、行徳駅前、入船、日之出、福栄、新浜、塩浜)

2. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	医療法人財団明理会が開設する新行徳ロイヤル訪問看護ステーションが行う訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員・管理運営に関する事項を定め、訪問看護の必要な利用者に対し、看護師等が適正な訪問看護を提供することを目的とします。
運営方針	1) 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復をめざした在宅療養支援をします。 2) 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日	9:00～17:00 (受付 17:00)
---------	-----------------------

・休日は、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12/30～1/3)

※営業日および営業時間外は、24時間連絡可能な体制をとっております。但し、緊急時訪問看護体制等の加算に対するご契約をしている方に限らせていただきます。

4. 訪問看護サービスの内容

- ①病状・障害の観察 ②清潔、食事、排泄等の日常生活の援助
- ③リハビリテーション※ ④褥瘡の予防・処置
- ⑤終末期のケア ⑥精神・心理面の援助
- ⑦カテーテル等の管理 ⑧療養生活や介助方法の指導
- ⑨その他医師の指示による医療的処置

※理学療法士等が看護職員の代わりに訪問し、看護業務の一環としてリハビリテーション中心としたサービスを実施するものを含みます。

- ・主治医と密接な連携をとりながら、安全な看護ケアの提供に努めています。
- ・「緊急時訪問看護加算Ⅱ」「予防緊急時訪問看護加算Ⅱ」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」「訪問看護体制強化加算Ⅱ」「訪問看護サービス提供体制加算Ⅰ-1」「予防訪問看護サービス提供体制加算Ⅰ」届出施設です。

5. 訪問看護の申し込みおよびサービス提供方法

- 1) ご本人やご家族の方から直接、または介護支援専門員等からお申し込み頂き、利用者のお宅を訪問いたします。その際、必ず主治医の『訪問看護指示書』が必要となります。
- 2) 初回訪問時、利用者およびご家族と面接し、課題を把握・分析し、主治医の指示並びに「居宅サービス計画」又は「介護予防サービス支援計画」に基づき、「訪問看護計画」を立てサービスを開始いたします。
- 3) 「訪問看護計画」は、利用者および家族に説明の上、その内容の同意を得て作成し、その計画を交付いたします。
- 4) 厚生労働大臣の定める疾病および状態に至った場合、介護保険から医療保険に変更になることがあります。

※厚生労働大臣が定める疾病等：

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエンヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

- 5) サービス利用の際には、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証及び居宅介護支援事業者が交付する「サービス利用表」を提示してください。また、これらの内容に変更が生じた場合は必ず再度提示してください。利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

6. 利用時間及び利用回数等

- 1) 居宅サービス計画または介護予防サービス支援計画に定められた訪問看護時間および回数に基づいて訪問看護サービスを提供いたします。
- 2) 介護保険から医療保険に変更になった場合は、医療保険の基準に準じて提供いたします。

7. 利用料および利用者負担

- 1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、介護保険法の法定利用料に基づく金額で別紙の「利用料金表」のとおりです。
- 2) 利用者負担金のお支払いは、原則月末締めにて翌月の初旬に集金させていただきます。
- 3) 居宅サービス計画を作成しない場合や居宅サービス計画を作成する前にサービスを利用した場合などは「償還払い」になります。一旦、利用者が利用料（10割）を支払い、その後区市町村に対して保険給付分（9割、8割、7割）を請求していただくことになります。

その際は、「サービス提供証明書」を発行いたします。

- 4) 要介護・要支援認定前にサービスを提供する場合、非該当（自立）と判定された場合には利用料が全額自己負担となります。
- 5) 医療保険に変更の場合は、それに伴う利用料および利用者負担の変更があります。

8. 夜間および緊急時の対応について（緊急時訪問看護加算）

当ステーションは、夜間や休日等24時間連絡やご相談に対応できる体制をとっており、必要に応じ居宅サービス計画の予定に組み込まれていない臨時の訪問もいたします。

但し、緊急時の対応をご希望される場合は『緊急時訪問看護加算』の契約をしていただくことが必要です。また、夜間・休日等の臨時訪問を行った場合は、訪問看護時間に応じて居宅サービス計画の修正が必要になり、その単位数の一部負担金が生じます。

なお、『緊急時訪問看護加算』の契約をしていない方でも必要に応じ臨時訪問をいたしますが、別紙料金表に定める金額をお支払いいただきます。

9. 緊急事態および事故発生時の対応

- 1) 訪問看護師は、訪問看護実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行ないます。主治医に連絡が取れない場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。なお、その講じた措置について、速やかに管理者および主治医に報告いたします。
- 2) 緊急時の対処を講じるにあたり、ご家族等の連絡先を明確にさせていただく必要がございます。
- 3) 訪問看護師が、訪問看護実施中に生じた看護事故等に関しては、速やかに管理者に報告し、管理者は市区町村への連絡及び報告を行い、必要な措置を講じます。
- 4) ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存します。

10. 経過観察・再評価

- 1) 訪問看護サービス提供の経過において、病状の変化、状態の変化に応じ、訪問看護計画の修正をし、サービスを提供いたします。
- 2) 主治医や介護支援専門員、又は地域包括支援センター担当者と相談をし、居宅サービス計画または介護予防サービス支援計画の修正等に関する援助を行ないます。

11. キャンセル

利用者の都合で予定されたサービスをキャンセルする場合は、サービス利用の前日までに当事業所にご連絡下さい。ただし、利用者の病態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。

12. サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため

- 1) サービス担当者は、常時身分証を携帯し、利用者やご家族の求めに応じ、いつでも提示いたします。
- 2) 訪問看護師は、介護保険制度等により「利用者（要介護者）の心身の機能回復のために療養上の世話や診療の補助をおこなうこと」とされています。看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。
 - ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
 - ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

13. 苦情窓口

利用者に提供されたサービスに苦情がある場合は、事業所、介護支援専門員、区市町村等に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

	担 当	電 話	F A X
事業所	所長 高橋 陽子	047-396-1705	047-396-1708
千葉県	千葉県国民健康保険連合会	043-254-7428	
市川市	介護保険課 施設グループ	047-712-8548	

- ・指定居宅サービス等に関する利用者の要望や、苦情に対し、迅速に対応いたします。
- ・苦情についての内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存致します。

14. 虐待の防止のための措置に関する事項

ステーションは、虐待発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じています。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分周知する。
- 2) 虐待防止のための指針を整備する。
- 3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4) 虐待防止措置を適切に実施するための担当者を置く。

15. その他運営についての留意事項

ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るために研修の機会を設け、また業務体制を整備するものといたします。

- 1) 採用後、6ヶ月以内の初人研修
- 2) 年12回の業務研修

16. その他

- 1) 法人の概要

名 称	： 医療法人財団 明理会
代表者	： 理事長 中村哲也
所在地	： 東京板橋区本町 36 番 3 号
連絡先	： 電話 03-3965-5971

定款の目的に定めた事業：

 - ・病院・診療所の経営
 - ・老人保健施設の経営
 - ・看護専門学校経営
 - ・訪問看護ステーションの経営
 - ・介護保険に関連する事業の経営
 - ・その他これに付随する事業

令和 年 月 日
事業所 所在地：千葉県市川市本行徳 5525-4
名 称：医療法人財団 明理会
新行徳ロイヤル訪問看護ステーション
管理者：所長 高橋 陽子

令和 年 月 日

利用者 住所： _____

氏名： _____ 印

代筆者： _____ 印

続柄（ ）

身元引受人 住所： _____

氏名： _____ 印

続柄（ ）